

宮城県園芸産地における事業継続強化対策実施要領

(趣旨)

第1 宮城県園芸産地における事業継続強化対策（以下「本対策」という。）の実施にあたっては、園芸産地における事業継続強化対策補助金交付等要綱（令和3年12月20日付け3農産第1854号農林水産事務次官依命通知。以下「国交付等要綱」という。）、園芸産地における事業継続強化対策実施要領（令和3年1月29日付け2生産第1828号農林水産省生産局長通知。以下「国実施要領」という。）によるもののほか、本要領によるものとする。

(事業の内容)

第2 本対策の内容は、国交付等要綱第3及び国実施要領第2に定めるものとする。

(取組主体)

第3 本対策の取組主体は、国交付等要綱別表に定めるもののほか、国実施要領第3に定めるものとする。

(補助対象経費及び補助率)

第4 本対策において補助対象とする経費は、国実施要領第2の取組を行うために直接要する国実施要領別表に掲げる経費であり、本対策の対象として明確に区分できるので、かつ、証拠書類によって金額等が確認できるものとする。なお、その経理に当たっては、国実施要領別表の費目ごとに整理するとともに、他の事業等の会計と区分して経理を行うこととする。また、補助率は国交付等要綱別表に掲げるとおりとする。

(事業実施期間)

第5 本対策の実施期間は、国実施要領第5に定めるものとする。

(目標年度及び成果目標)

第6 本対策の目標年度及び成果目標は、国実施要領第6に定めるものとする。

(事業実施の手続き)

第7 本対策の事業実施の手続きは、国実施要領第7に定めるものとする。

なお、取組主体（市町村を除く。）にあつては、市町村長を経由し、知事に提出するものとする。

2 取組主体における事業実施箇所が複数の市町村にまたがる場合は、その主たる事業実施箇所の所在地である市町村長を経由するものとする。

3 知事は、第7の規定により承認を受けた産地事業計画に虚偽の記載があった場合、又は当該承認を受けた産地事業計画に従って事業が行われていないと認めるときは、その承認を取り消すことができる。

(事業実施状況の報告)

第8 取組主体は、事業実施状況について、国実施要領第8の1により知事に報告するものとする。

(事業の評価等)

第9 取組主体は、事業の評価について、国実施要領第9により知事に報告するものとする。この場合において、取組主体（市町村を除く。）にあつては、第7のなお書き同様に市町村を経由して知事に提出するものとする。

(事業の実施基準)

第10 本対策の実施基準は、国実施要領第10に定めるものとする。

(管理運営)

第11 本対策により補助金を受けて補強したハウス及び導入した機械設備等の管理運営については、国実施要領第13の1に定める留意事項を遵守するものとする。

(推進指導)

第12 知事は、本対策の効率的かつ効果的な推進を図るため、取組主体に対し必要な指導及び助言を行うものとする。

2 地方振興事務所長又は地域事務所長（以下、「所長」。）は、当該取組主体において目標達成に向けた取組が着実に図られるよう、市町村及び関係農業団体と連携し、事業の円滑かつ適正な推進に努めるものとする。

(書類の経由)

第13 この要領により知事に提出する書類は、事業実施箇所を所轄する所長を経由するものとし、所長はその写しを保管するものとする。

(その他)

第14 この要領に定めるもののほか、この事業の実施について必要な事項については、別に定める。

附 則

- 1 この要領は、令和3年2月1日から施行する。
- 2 この要領は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に当該補助金にも適用するものとする。

附 則

この要領は、令和4年1月20日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、令和4年12月6日から施行する。
- 2 この通知による改正前までに実施している事業については、なお、従前の例による。